

大津市と龍谷大学との協力に関する協定書

大津市（以下「甲」という。）と龍谷大学（以下「乙」という。）とは、乙の瀬田学舎の開設以来、Ryukoku Extension Center による産学官連携をはじめとした地域活性化事業の積極的な展開を踏まえ、地域社会の発展に資するまちづくり事業等における甲と乙の協力体制の一層の拡充を図るため、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、まちづくり事業等における乙の人的支援及び知的支援をはじめ、当該事業等の企画、実施等における甲と乙との密接な連携、相互協力の充実等により、当該事業等の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、主に次に掲げる事業について連携し、協力するものとする。

- (1) 産業の振興に関する事業
- (2) 福祉の推進に関する事業
- (3) 環境の再生に関する事業
- (4) 生涯学習に関する事業
- (5) 地域の活性化に関する事業
- (6) その他甲及び乙が協議して必要と認める事業

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、平成 17 年 3 月 23 日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲又は乙から改定の申入れがないときは、さらに 1 年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

（定めのない事項）

第4条 この協定に定めるもののほか、甲と乙との協力に関し必要な事項については、甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 17 年 3 月 23 日

大津市御陵町 3 番 1 号
甲 大津市

大津市長 目片 信

京都市伏見区深草塚本町 67 番地
乙 龍谷大学

学 長 神子上 恵群